

山梨県行政手続条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p><u>第四章 行政指導（第三十条―第三十四条の二）</u></p> <p><u>第四章の二 処分等の求め（第三十四条の三）</u></p> <p>第五章・第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。ただし、次号及び第七号、次条第十号、<u>第三十二条並びに第三十三条第二項</u>においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p> <p>四 略</p> <p>五 不利益処分 行政庁が、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ハ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>ニ 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p><u>第四章 行政指導（第三十条―第三十四条）</u></p> <hr/> <p>第五章・第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。ただし、次号及び第七号、次条第十号<u>並びに第三十二条</u>においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p> <p>四 略</p> <p>五 不利益処分 行政庁が、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ハ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>ニ 略</p>

六～八 略

(適用除外)

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。

一～七 略

八 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

九～十二 略

(行政指導の方式)

第三十三条 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 略

六～八 略

(適用除外)

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。

一～七 略

八 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

九～十二 略

(行政指導の方式)

第三十三条 略

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略

第四章の二 処分等の求め

第三十四条の三 何人も、条例等に違反する事実がある場合においてその是正のためにされるべき処分又は法令に違反する事実がある場合においてその是正のためにされるべき行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該条例等に違反する事実又は当該法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法令の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第五章 届出

第三十五条 略

第五章 届出

(届出)

第三十五条 略